

修繕仕様書

1 修繕概要

(1) 業務名称

秋田県社会福祉会館給水メーター更新

(2) 場所

秋田県社会福祉会館（秋田市旭北栄町1番5号）

(3) 概要

秋田県社会福祉会館の給水メーターが法定更新期限を迎えるため更新する。

(4) 業務期間

契約締結の日から令和7年11月28日まで

2 業務実施の条件

- (1) 受注者は、契約締結後5日以内に、仕様書に基づき工程表を作成のうえ提出すること。
- (2) 受注者は、契約締結後10日以内に修繕に着手するものとし、修繕着手時には、直ちに（様式1）修繕着手届を提出すること。
- (3) 検査等により不具合部品が発見され、交換を要する場合は、受注者が県へその旨を報告するとともに、県は、不具合部品について確認することとする。

3 報告

業務終了後は、（様式2）修繕完了届及び業務成果の概要を付した完成図書を提出することとする。

(様式1)

修 繕 着 手 届

年 月 日

契 約 者
住 所
商号又は名称
氏 名

契約担当者 秋田県知事 あて
下記のとおり着手しましたので、届け出ます。

物 件 名 等	
修 繕 場 所	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
修 繕 着 手 日	年 月 日
そ の 他	

(様式2)

修 繕 完 了 届

年 月 日

契 約 者
住 所
商号又は名称
氏 名

契約担当者 秋田県知事 あて
下記のとおり修繕が完成しましたので、お届けします。

物 件 名 等	
修 繕 場 所	
契 約 金 額	¥
契 約 月 日	年 月 日
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
完 成 期 日	年 月 日

業務成果の概要

1 修繕場所

2 工期

自 年 月 日

至 年 月 日

3 業務概要